

Ⅲ 行政書士登録申請について

1. 登録手続きの流れ

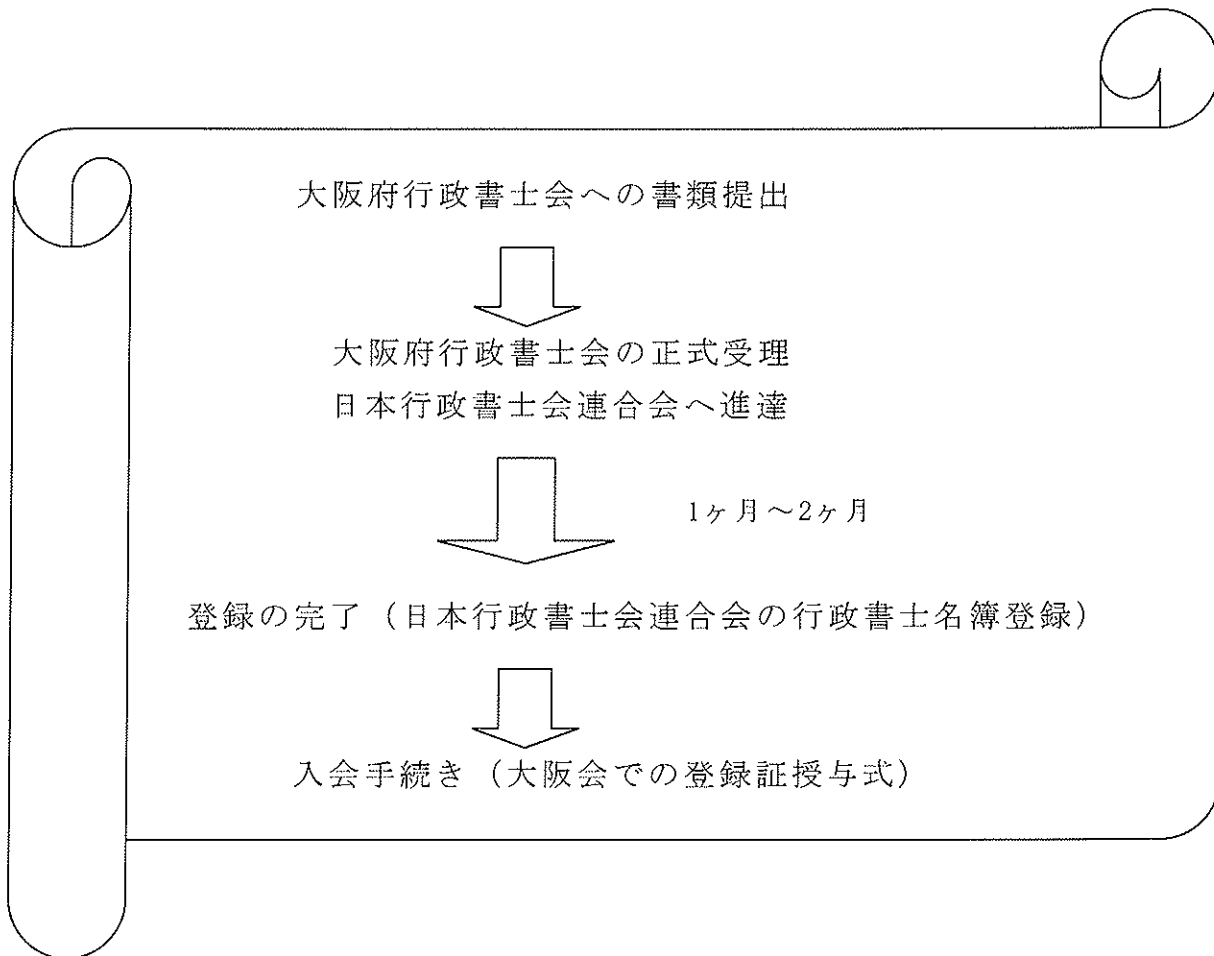
「行政書士」になるには、登録資格の要件を満たした上で、事務所を設けようとする都道府県に設立されている行政書士会（大阪府下に事務所を設けようとする場合は、大阪府行政書士会）を経由して、日本行政書士会連合会に対して登録の申請をすると同時に、事務所を設けようとする都道府県に設立されている行政書士会に入会する必要があります。

登録申請書類は、大阪府行政書士会において、審査を行った後、不備がなければ日本行政書士会連合会に進達することになります。

登録の完了（日本行政書士会連合会の『行政書士名簿』への登録）までには、大阪府行政書士会が正式に受理してから1ヶ月～2ヶ月程度を要します。

日本行政書士会連合会の『行政書士名簿』に登録されますと、大阪府行政書士会より登録完了通知と併せて、登録証授与式（入会手続き）のご案内をいたします。

諸般の事由で『行政書士名簿』に登録を拒否された場合には、提出されました書類および入会預かり金は大阪府行政書士会よりご返還いたします。



2. 登録申請の受付

受付時間：平日午前9：30～午後4：00

予約方法：大阪府行政書士会事務局登録担当（Tel：06-6943-7501）までご連絡下さい。

申請方法：申請書類、印鑑（申請書に押印した印と同一の印鑑）及び申請時費用（275,000円）を現金にて、登録免許税（30,000円）を収入印紙にて、必ず申請者本人がご持参下さい。

*本会（大阪府行政書士会館内）では、収入印紙の販売はしておりませんので、予め郵便局で購入し、ご持参下さい。

申請受理：申請書及び添付書類が完備した時点をもって正式な受理とします。

申請場所：〒540-0024

大阪府中央区南新町1丁目3番7号

大阪府行政書士会事務局

TEL (06) 6943-7501 FAX (06) 6941-5497

【お願い】

新規登録申請の受付は、予約制にしておりますので、事前に大阪府行政書士会事務局にご連絡いただき、日時の予約を取るようお願い致します。

ご予約無くご来局の場合には、失礼ながらお断りしなくてはならない場合がございますので、予めご了承下さい。

また、押印を必要とする場合がございますので、必ず申請書に押印した印鑑をご持参下さい。

3. 手数料及び諸費用

費用項目	金額	納入時期
(1) 登録審査手数料	25,000円	登録申請時
(2) 入会預かり金 (入会金に充当)	250,000円	登録申請時
(3) 登録免許税	30,000円 (収入印紙でご持参ください)	登録申請時
(4) 会費	月額5,500円	入会手続後
(5) 諸物品費	10,000円	入会手続時
(6) 支部会費	支部により異なる (次ページ参照)	入会后 支部長に確認

政治連盟会費	月額500円	加入手続後
--------	--------	-------

※上記(1)、(2)の費用(合計275,000円)は登録申請時に、現金にてご持参ください。

※日本行政書士会連合会で行政書士名簿に登録される前に、申請者から登録取り下げ(登録申請取り下げ申請書の提出)があれば、入会預かり金は返却いたします。ただし、行政書士名簿に登録されましたら、返還できませんのでご注意ください。

※登録・入会後の会費および諸物品費の支払方法等につきましては、「4. 入会手続き」をご参照下さい。

※支部会費を徴収している支部もありますので、次頁の「支部区域別一覧表」を参照してください。納付額及び納付方法等につきましては、入会後に支部長にご確認下さい。

※政治連盟会費：政治連盟(大阪行政書士政治連盟)は、行政書士の社会的、経済的地位の向上を目指し、制度の充実、発展と行政書士の権益の擁護を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的としております。また、個々の思想信条や政治理念ではなく、行政書士制度の充実発展のためだけにある存在です。

法改正や行政書士の職域の拡大を図るためには自ずと活動資金が必要になり、会費が必要になります。この目的達成のために、政治連盟への加入を賜りますようお願いいたします。

支部区域別一覽表

支部名	支部区域	支部会費	支部名	支部区域	支部会費
中央支部	中央区	—	守口支部	守口市、門真市 四条畷市、大東市	—
北支部	北区	¥6,000 ／年	豊能支部	池田市、豊中市 箕面市、豊能郡	¥12,000 ／年
天王寺支部	天王寺区 東成区 生野区 浪速区	—	三島支部	茨木市、高槻市 吹田市、摂津市 三島郡	—
旭東支部	城東区 旭区 鶴見区 都島区	—	東大阪支部	東大阪市、八尾市 柏原市	—
西支部	西区 港区 大正区 福島区 此花区	—	枚方支部	枚方市、寝屋川市 交野市	—
阿倍野支部	阿倍野区 東住吉区 平野区	¥6,000 ／年	南大阪支部	松原市、羽曳野市 富田林市、河内長野市 藤井寺市、大阪狭山市 南河内郡	¥3,000 ／年
西成支部	西成区 住之江区 住吉区	¥3,600 ／年	堺支部	堺市、高石市 泉大津市、和泉市 泉北郡	¥12,000 ／年
淀川支部	東淀川区 淀川区 西淀川区	—	泉州支部	岸和田市、貝塚市 泉佐野市、泉南市 阪南市、泉南郡	¥10,000 ／年

4. 入会手続き

日本行政書士会連合会の『行政書士名簿』に登録が完了しますと大阪府行政書士会より申請者に登録証授与式（入会手続き）のご連絡をいたします。

イ) 費用 下記①②の合計金額のお振込みを登録証授与式までにお願ひ致します。登録後、振込用紙を送付致します。

- ① 会員必要物件実費・・・・・・・・・・・・・・・・・・¥10,000-
- ② 会費・・・・・・・・・・・・・・・・・・下記表による

◆入会手続き時に納めていただく会費

入会月	月数
4月・7月 10月・1月	3ヵ月分
5月・8月 11月・2月	2ヵ月分
6月・9月 12月・3月	1ヵ月分

◆会費の預金口座振替が始まる月

入会月	口座振替開始月
4月～ 6月	7月から
7月～ 9月	10月から
10月～12月	1月から
1月～ 3月	4月から

ロ) 登録証授与式（入会手続き時）には、下記のものをご持参のうえ、ご本人が手続きにお越しください。

- (1) 印鑑（登録申請書に押印したもの）
- (2) 預金口座振替払いに関する届出書

会費を口座振替で支払っていただくための届出書です。

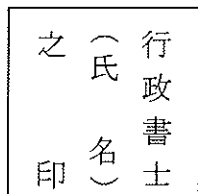
登録後この届出書を送付致しますので、必要事項を記入のうえ、登録証授与式(入会手続)の際にご提出願ひします。

ハ) 入会手続後に申請者にご用意いただくもの

詳しくは登録証授与式にご案内しておりますので、入会後にご購入ください。

(1) 職印

行政書士は職印の調製が義務づけられていますので必ず調製して、印鑑届をご提出ください。



① 職印は従前より15mm角のものに統一をお願いいたしております。

② 職印は領収書・官公署提出書類並びに各種届出書類に押印するように法・施行規則等で定められておりますので、必ず調製してください。

③ 大阪行政書士事業協同組合で斡旋しています。

(2) 行政書士表札

前項と同じく表札の掲示も義務づけられておりますので、必ず掲示してください。

① 表札は、寸法、縦・横書き、材質等に別段の定めはありませんが、必ず掲示してください。

② 大阪行政書士事業協同組合で斡旋しています。